

第2回丹波市人権行政推進審議会での意見・指摘事項への対応表

No.	箇所	資料・頁数 (第3回会議資料における箇所)	意見・指摘事項	対応(修正後)
1	【個別課題】 同和問題（部落差別）	資料3（1頁）	【現状と課題】の○の3つ目、「同和問題（部落差別）に関する市民の差別意識は解消の方向に向けて進んでいるものの、依然として根深く存在しています。」という表現について、差別的な言動、露骨な差別は減少しているが、無関心層があり、そういった中に差別意識は残っていることから、表現を工夫してほしい。	差別的な言動が減少しているという客観的なデータの裏づけがなく、表現することは難しい。
2	【個別課題】 同和問題（部落差別）	資料3（1頁）	【現状と課題】の○の4つ目について、部落差別解消法は地方自治体に3つの取組を促しているが、実態調査のことが書いていない。全体の意識調査ではなく、被差別部落を対象とした実態調査のことを記載してほしい。	法の趣旨に基づいた記載で実態調査について、次のとおり追記する。 「部落差別の解消に関する施策に一層取り組むこととして、相談体制の充実、教育・啓発、 <u>国による部落差別の実態に係る調査の実施を定め</u> 、部落差別のない社会を実現することを目的としています。」

No.	箇所	資料・頁数 (第3回会議資料における箇所)	意見・指摘事項	対応(修正後)
3	【個別課題】女性の人権	資料4－1 (2頁)	<p>自治会など地域における方針決定の場への女性の参画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会において、女性の役員登用を図っているが、なかなか進まない。女性の意識改革が必要である。 ・自治会などの女性の活躍の場がなく、女性はしり込みをしている。しかし、人口減少、高齢化の現状では、女性も男性も役割を共に担っていかなければならない。 ・自治会役員の女性登用に関する相談や経験の共有などができる場所や仕組みがあるのか。またあるのならば周知する必要がある。 ・役員経験者の声を周りに発信していただきたい。 ・女性役員を支えていく仕組みが必要である。 	<p>地域において、自治会長など組織の代表に就く女性の数は少ない現状があり、慣習やしきたりが地域活動で男女不平等を生じさせている要因となっており、女性の地域活動への参画を促進させることができるような環境づくりが必要となっている。</p> <p>第3次丹波市男女共同参画計画においても記載があり取組を進めていることから、【現状と課題】と【施策の方向性】の箇所に、地域における女性の参画促進に関し記述する。</p>
4	【個別課題】子ども・若者的人権	資料4－2 (2頁)	「引きこもり」とあるが、「ひきこもり」と表現されている方を多く見かけるので、ひらがな表記がよいと思う。	「ひきこもり」とひらがな表記で統一する。
5	【個別課題】子ども・若者的人権	資料4－2 (1頁、2頁)	不登校の子ども達への対応について、ひきこもりにもつながっていく課題であるので、丹波市の取組をしっかりと記載してほしい。	2021（令和3）年度に教育支援センターが設置され、センター内の適応教室「レインボー」、教育相談室、学校いじめゼロチームが連携して取り組んでおり、その取組について、【現状と課題】と【施策の方向性】の箇所に記述する。

No.	箇所	資料・頁数 (第3回会議資料における箇所)	意見・指摘事項	対応(修正後)
6	【個別課題】 高齢者の人権	資料4－3 (2頁)	丹波市シルバー人材センターの記載に関し、会員更新時に気を遣う方がいるという話を聞く。高齢者の居場所づくり、生き生きと元気に暮らしていくという観点から、気になっている。	高齢者の生きがいに関しては、重要なことと捉えており、【施策の方向性】に記述をしている。
7	【個別課題】 高齢者の人権	資料4－3 (2頁)	老人クラブへの補助金に関し、市の老人クラブに加盟している場合と、していない場合とでは、補助金額に違いがある。それはなぜなのか。	老人クラブ補助金について、老人クラブは、「老人福祉法」において老人福祉を増進するための事業を行う者として位置付けられている全国的な組織である。そのようなことから、丹波市老人クラブ連合会に加盟している単位老人クラブは、組織としての活動となり、活動補助金も国の支援が受けられる。 一方、近年は連合会に加盟していない老人クラブも増えてきている。組織には所属していないが、高齢者の生きがいと健康づくりのための活動を行っているという趣旨は同じであることを鑑み、加盟している単位老人クラブとは同一の補助金額ではないが、平成29年4月から市が単独で活動を支援することになった。高齢者の生きがいづくりや健康づくりの推進において、老人クラブの活動は大きな役割を担っており、【施策の方向性】の箇所に記述している。

No.	箇所	資料・頁数 (第3回会議資料における箇所)	意見・指摘事項	対応(修正後)
8	【個別課題】 高齢者の人権	資料4－3 (2頁)	「支えあい推進会議」の記載に関し、会議は設置しているが、事業の取組まではいっていない場合があり、表現に気をつけてほしい。	ご指摘のとおり、2020（令和2）年11月時点で、14地区に設置され、地域ニーズの把握や今後の取組に対する検討が進んでいるが、互助での取組にはいたっていないところもある。設置地区に対して、関係機関が支援を行いながら、取組を進め成果をあげていくモデル事業を進める。 「支えあい推進会議」自体についての記述はないが、【施策の方向性】の箇所で、地域一体となった高齢者支援の体制づくりについて「地域共生社会への取組」として記述している。
9	【個別課題】 高齢者の人権	資料4－3	「8050問題」が話題になっているが、丹波市においてもこれから表面化してくる課題であると考えるので、記載を検討してほしい。	直接「8050問題」の記述はしていないが、市民の抱える課題は複合化しており、高齢・障がい・子ども・生活困窮など属性ごとの支援体制では複合的な課題の解決や制度の狭間の対応が困難となっている。2020年から設置している「福祉まるごと相談」窓口を中心に、「断らない相談支援体制」の確立するため、関係部署や地域・関係機関など関係者全体を調整する機能を強化する。

No.	箇所	資料・頁数 (第3回会議資料における箇所)	意見・指摘事項	対応(修正後)
10	【個別課題】 障がいのある 人の人権	資料4－4 (2頁)	<p>障がいのある方の人権について、精神障がいの方の取組は、ほかの障がいのある方の取組よりも遅れている。</p> <p>就労工賃の現状をみると、果たして自立ができるのか疑問である。</p> <p>障害者年金やヘルパー制度などを活用しながら、アパートを借りてひとり暮らしをしている方の事例もある。</p>	<p>精神障がいのある人への取組は、2021（令和3年）に策定した第6期丹波市障がい福祉計画においても記載があり、特に、精神障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの構築を目指し、協議を進めることを基本的事項として定めている。（「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」）</p> <p>また、障がいのある人の雇用を促進する上では、障がいに対する理解の促進と受け入れの拡大、障がい特性に応じた就労の場の確保が必要であることから、【施策の方向性】の箇所に、「企業等における障がいのある人の理解促進」として記述している。</p>
11	【個別課題】 外国人の人権	資料4－5 (2頁)	外国人の方への日本語習得の支援について、日本語教室などのボランティアの取組に頼るのではなく、行政としての責任ある姿勢を打ち出す必要があると考える。	日本語教室の直営化は難しいと考えるが、日本語習得の支援は重要であると捉えており、関係機関と連携しながら、引き続き、運営支援は行う。【施策の方向性】に記述している。
12	【個別課題】 共通	—	当事者の意見を聞き、方針に反映すべきではないか。	方針の作成あたっては、当事者の声に最も近く接している各担当部署に確認を取りながら、進めている。